

教育委員会会議 定例会

令和元年7月17日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

- 第 20 号 峡南地域新設高等学校の校名について
- 第 21 号 峡南地域新設高等学校の工業科・商業科の学科名について
- 第 22 号 山梨県スポーツ推進審議会委員の委嘱・任命について
- 第 23 号 職員の処分について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

- (9) 「やまなし文化部活動ガイドライン」の策定について
- (10) 山梨県立美術館協議会委員の委嘱について
- (11) 山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について
- (12) 山梨県考古博物館協議会委員の委嘱・任命について
- (13) 2019年度山梨県学力把握調査結果の概要について

議案第 20 号

峡南地域新設高等学校の校名について

提案理由

令和2年度から西八代郡市川三郷町に開設する県立学校の校名を決定するにあたり、山梨県立峡南地域新設高等学校の校名に関する検討委員会を設置し検討を行ったところ、同委員会から校名候補の報告があったので、これを踏まえ、教育委員会で校名案を決定する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	<p>峡南地域新設高等学校の校名について</p>
経緯	<p>○ 校名募集 地域や県民に親しまれる学校とするため、広く県民を中心に校名に関するアイデアを募集</p> <p>【募集期間】平成30年12月11日～平成31年1月25日 【応募状況】 6,605件 2,122例</p> <p>○ 応募のあった校名を参考に、教育委員会事務局で複数の候補案を決め、関係者の意見を参考に決定する予定であったが、関係者の意見の取りまとめが困難な状況</p> <p>○ 校名を決定するにあたり、校名の候補を検討することを目的に「山梨県立峡南地域新設高等学校の校名に関する検討委員会」を設置 【委員】3町教育長（富士川町、市川三郷町、身延町） 3校同窓会代表（増穂商業高校、市川高校、峡南高校） 小中学校校長会代表、PTA協議会代表、有識者 計 9名</p> <p>○ 7月9日、検討委員会委員長から「山梨県立峡南地域新設高等学校の校名候補に関する報告書」を受領。（別紙のとおり）</p>
内容	<p>○新設高校の校名候補① 「山梨県立青洲（せいしゅう）高等学校」 明治期の私立図書館として地域の学問拠点となった「青洲文庫」に由来する。「青洲文庫」は市川大門の紙問屋 渡邊家三代がそれぞれ収集した別ジャンルの典籍等のコレクション。新設高校は3科を併設した総合制高校であり、3つの個性が1つになって峡南地域の学問拠点となってほしいとの願いを込める。 また、「青」には青春を謳歌する若者のイメージを重ね、「洲」には「三清(青)流に囲まれた地形」の意味も込める。</p> <p>○新設校高校の校名候補② 「山梨県立梨南（りなん）高等学校」 設置場所を広域的に捉え、山梨県の南部に位置する学校であるということから、アンケート結果をもとに考案。校名募集のアンケートを見ると、「山梨南」は上位に位置する（30票16位）。山梨市に山梨南中学校があることから、差別化した。また、アンケートには「梨南（なしなん）総合」という案（1票）もある。</p> <p>○今後の予定 ・教育委員会に「山梨県立学校設置条例改正案」を附議 ・9月定例県議会に「山梨県立学校設置条例改正案」を提出</p>

山梨県立峡南地域新設高等学校の
校名候補に関する報告書

山梨県立峡南地域新設高等学校の校名に関する検討委員会

山梨県教育委員会
教育長 市川 満 様

山梨県立峡南地域新設高等学校の校名候補に関する報告書

山梨県立峡南地域新設高等学校の校名に関する検討委員会設置要綱第1条（目的及び設置）及び第2条第1項（所轄事務）に基づいて、当検討委員会で検討し、決定した山梨県立峡南地域新設高等学校の校名候補について、検討経緯等と併せて、山梨県教育委員会に報告いたします。

令和元年7月9日

山梨県立峡南新設高等学校の校名に関する検討委員会

委員長

清水 一孝

1 峡南地域新設高等学校の校名候補決定に関する確認事項

下記の内容について、第1回山梨県立峡南地域新設高等学校の校名に関する検討委員会において確認した。

本検討委員会は、増穂商業高等学校・市川高等学校・峡南高等学校の3校を再編整備して峡南地域に開校する新たな単位制・総合制高等学校の校名を決定するに当たり、校名の候補を検討することを目的に設置した。

(1) 検討委員会の進め方

- ①教育委員会事務局の検討経過及び教育委員会事務局候補案を確認
- ②意見交換後、第2回に向けて、各委員から校名案を提出
- ③第2回に意見集約、集約に至らない場合は第3回を開催
- ④新設校の最初の学校説明会が7月27日開催予定。生徒募集に大きな影響が出る可能性があるため、第3回を最終回

(2) 検討委員会報告後の予定

- ①検討委員会報告を踏まえ、県教育委員会で校名案を決定
- ②9月定例県議会に県立学校設置条例改正案を提出
(議決をもって正式決定)

2 校名候補の検討経緯

開催日		協議内容
第1回	令和元年 6月19日(水)	・これまでの検討経過報告(県教育委員会事務局) ・意見交換
第2回	令和元年 7月2日(火)	・各委員からの候補案提示 ・意見交換 ・「青洲」「市川三郷」「富士川総合」「梨南」の校名候補4案に意見集約
第3回	令和元年 7月9日(火)	・投票(各委員より上位2案を投票) ・検討委員会校名候補「青洲」「梨南」の上位2案に意見集約

峡南地域新設高等学校の校名候補について

次の二つを校名候補として、県教育委員会に報告する。

校名候補名	得点
候補案① 山梨県立 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 〔 青 洲 〕 </div> 高等学校	9 点
候補案② 山梨県立 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> 〔 梨 南 〕 </div> 高等学校	8 点

なお、候補案①、候補案②に対する検討委員の得点は次のとおりである。

※各委員投票の候補案：第1位 2点 第2位 1点で集計

議案第 21 号

峡南地域新設高等学校の工業科・商業科の学科名について

提案理由

令和2年度から西八代郡市川三郷町に峡南地域新設高等学校を開設するにあたり、工業に関する学科名及び商業に関する学科名を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	<p>峡南地域新設高等学校の工業科、商業科の学科名について</p>
経緯	<p>○平成28年9月13日定例教育委員会において、新設校の設置場所等を決定し、設置学科については、次のとおり決定した。</p> <p>【設置学科】 普通科、商業科、工業科の3学科を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業科については、会計ビジネス科（仮称）、情報ビジネス科（仮称）を設置 ・工業科については、機械電子技術科（仮称）、建設科（仮称）を設置 <p>（理由）各校の伝統・特色を継承・深化させる。</p>
内容	<p>○峡南地域新設高校設置学科名（案）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>普通科 工業に関する学科（工業科）：機械工学科 土木工学科 商業に関する学科（商業科）：ビジネス探究科 ビジネス情報科</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・工業科については、カリキュラムに「デザイン技術」や「課題研究」の特徴を持たせ、機械工学科・土木工学科とし、甲府工業高校（機械科・土木科）との差別化や探究活動等のより高度な学びを目指す。 ・商業科については、ビジネス探究科はカリキュラムの「マーケティング」を全員の履修とし、「課題研究」において探究活動等により高度な学びを目指す。ビジネス情報科は、プログラミングやネットワーク等の活用など、高度情報化社会の担い手の育成を目指す。 <p>○学科名決定に係るスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例教育委員会にて県立高等学校学則の一部改正を議決（校名正式決定後）

■ 新設校の学科の概要

学科名	学科の特徴
普通科	1年次では全員共通科目を履修、単位制を生かした習熟度別小人数授業を展開して基礎・基本の確実な定着を図ります。2年次では5教科のバランスをとりつつ複数の類型を用意して、それぞれのニーズに合わせた学力の伸張を図ります。特に、英語類型では4技能をバランスよく強化し、英語による思考力・表現力を磨きます。3年次には総合制を生かして学科を横断した選択科目を用意し、個別・具体的な進路目標の実現を目指します。
機械工学科	“ものづくり”の楽しさに触れつつ、資格取得への取り組みや、未来の社会を支えるための人間と地球に優しい機械技術の探究を通して、将来の地域産業の担い手となる人材の育成を目指します。
土木工学科	社会を支える施設の建設・維持管理と自然環境保護を両立させた“まちづくり”を理論・技術の両面から探究し、将来、必要とされる実践的な技術や技能を持った、地域に貢献できる人材の育成を目指します。
ビジネス探究科	ビジネスの諸活動について主体的に探究し、地域連携や観光ビジネスなどの実践的・体験的な学習や関連する資格取得を通して、知識や技術を身に付け、将来の起業家となりうる人材の育成を目指します。
ビジネス情報科	プログラミングやネットワーク等の活用など、情報処理に関する専門的な知識や技術の習得を中心に、ビジネスに関する様々な学習や関連する資格取得を通して、高度情報化社会の担い手となる人材の育成を目指します。

議案第 22 号

山梨県スポーツ推進審議会委員の委嘱・任命について

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により、山梨県スポーツ推進審議会委員を、別紙のとおり委嘱又は任命する。

提案理由

現委員は、令和元年7月17日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱又は任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名 山梨県スポーツ推進審議会委員の委嘱・任命について

経緯

○ 山梨県スポーツ推進審議会の概要

1 性格
「山梨県附属機関の設置に関する条例」により設置が義務づけられている教育委員会の附属機関（スポーツ基本法に基づき設置）

2 担当事務
(1) 山梨県が、国のスポーツ基本計画を参しゃくして、本県の実情に即した地方スポーツ推進計画等を定めるにあたって、意見を述べること。
(2) スポーツ振興に関する事項の調査審議に関すること。

3 委員
(1) 定数 15人以内
(2) 要件 「学識経験のある者」「関係行政機関の職員」
(3) 任期 2年

4 開催状況・予定

年度	主な審議・報告事項	開催回数
27年度	スポーツ団体への補助について	1回
28年度	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について	1回
29年度	地方スポーツ推進計画の審査予定等について	3回
30年度	山梨県スポーツ推進計画について	4回
元年度	一人一アクションプラン（仮称）について（予定）	2～3回
2年度	八ヶ岳スケートセンターの今後の運営について（予定）	2～3回

※ 元年度と2年度の開催回数は予定。

内容

○ 次期委員の任期・人数

1 任期 2年（令和元年7月18日～令和3年7月17日）

2 人数 14名（別紙(案)のとおり）
「学識経験のある者」 12名
「関係行政機関の職員」 2名

○ 次期委員の選任の考え方

1 女性委員の登用拡大とトップアスリートの育成などへの意見を聴取するために、引続き本県出身の女性オリンピック経験者2名を選任する。

2 山梨県スポーツ推進計画を受けた、一人一スポーツアクションプラン（仮称）の策定を予定していることから、推進計画に関与した委員の意見が反映できる選任にする。

3 一般県民からの意見を幅広く聴取するために、公募委員を選任する。

4 委員の年齢構成に留意するとともに、女性委員の構成比率を40%以上とする。

(1) 年齢構成 30代2名・40代1名・50代4名・60代6名・70代1名
(2) 男女比 男性7名・女性7名（女性比率50.0%）
(3) 新・留任 新任4名・留任10名

議案第 23 号

職員の処分について

[別途資料配付]

(令和元年7月17日(水) 第6回定例教育委員会)

課名

義務教育課

件名

「やまなし文化部活動ガイドライン」の策定について

内容

やまなし文化部活動ガイドライン [概要]

1 ガイドライン策定の趣旨等

○ 学校教育の一環として行われる部活動は、生徒の自主的、自発的な参加によってスポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、生徒の多様な学びの場として、その教育的意義は高い。

○ 文化庁は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の対象とはしなかった文化部活動について、その特性を踏まえながら、学校部活動一般の在り方についても留意しつつ、平成30年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(以下、「文化庁ガイドライン」)」を策定した。

○ こうしたことから、県教育委員会では中学校、高等学校及び特別支援学校を対象とし、生徒にとって望ましい文化部活動の環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が地域、学校等に応じて最適な形で実施されるよう、「やまなし文化部活動ガイドライン」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

○ 市町村(組合)教育委員会は、文化庁ガイドラインに則り、本ガイドラインを参考に「設置する学校に係る文化部活動方針」を策定する。

○ 校長及び文化部顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下の点に取り組む。

◆校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村(組合)教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

◆文化部顧問は、「学校の文化部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

○ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、文化部顧問を複数配置し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の文化部活動を設置する。

- 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。さらに、文化部活動の指導者は、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえつつ、休養を適切に取り、短時間で効果が得られる指導を行う。また、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- 文化部活動における休養日及び活動時間については、以下の基準とする。

◆学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(大会等前4週間)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)

◆生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 校長は、各文化部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表するとともに、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- 校長は、生徒の教育的意義、生徒や文化部活動の指導者、保護者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 校長は、芸術文化、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動と多様性があるため、生徒が参加しやすいような多様なレベルやニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。
- 単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

7 その他

- 本ガイドラインは、令和元年7月17日から適用する。

山梨県立美術館協議会委員の委嘱について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立美術館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の任命について

任命理由 委員の辞任等による委嘱

新規委嘱委員 4名

任期は前任者（任期 H30.10.1～R2.9.30）の残任期間

山梨県文学館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の委嘱・任命について

委嘱・任命理由 委員の辞任による委嘱・任命

新規委嘱・任命委員 3名

任期は前任者（任期 H29.9.29～R1.9.28）の残任期間

山梨県考古博物館協議会委員の委嘱・任命について

1 根拠法令等

博物館法（昭和26年法律第285号）及び山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）により設置

2 職務

博物館法第20条第2項の規定による山梨県立考古博物館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務

3 組織

(1) 委員の定数

15人以内

(2) 委員の要件

ア 学校教育の関係者

イ 社会教育の関係者

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者

エ 学識経験のある者

(3) 委員の任期

2年

4 今回の任命について

任命理由 委員の辞任による任命

新規委嘱・任命委員 4名

任期は前任者（H30.10.23～R2.10.22）の残任期間

(令和元年7月17日 定例教育委員会)

山梨県総合教育センター

件名 2019年度山梨県学力把握調査結果の概要について

1 調査の目的

生徒の学習の状況を把握するため、調査を実施し、結果の分析を通して、学習内容の不十分な理解を解消するなど、きめ細かな指導に役立てる。また、授業における指導方法や学校、家庭、地域における学習環境の改善に資する。

2 調査の対象等

実施学年	実施生徒数	対象教科	調査問題の範囲
中学校第2学年	6,299人	国語・数学・英語	中学校第1学年までに学習した内容

3 調査の日時

実施日	実施時間		
	国語	数学	英語
平成31年 4月18日(木)	45分	45分	45分

4 各教科の主な結果

	国語	数学	英語
平均正答数/設問数	13.4/21	11.7/19	19.2/29
平均正答率(%)	64.0	61.8	66.1

5 全体的な傾向の分析・考察

- ・国語では、根拠を明確にして自分の考えを書くことはできている。一方で、資料を読み内容を正確に捉えることに課題がある。
- ・数学では、空間における図形の位置関係を的確に捉えることができている。一方で、数量の関係を文字式に表したり、式の意味を読み取ったりすることについて課題がある。
- ・英語では、身近な話題について聞き取ることはできている。一方で、日常的な話題についての英文を読んで、必要な情報を読み取ることに課題がある。

経年的に正答率が低い設問や無解答率が高い設問、誤答に特徴がみられる設問があり、今後も継続した授業改善への取組が必要である。

6 授業改善への取組

- ・教員を対象とした学力向上フォーラム(8月20日実施)において、分析結果を公表し、本県児童生徒の各種学力調査における成果と課題、対応策を共有する。
- ・課題のある学習内容について「ピックアップ問題」を作成、配信する。各学校は、「ピックアップ問題」を用いて、調査該当学年を含め全校体制で授業改善や個別の指導に生かす。
- ・管理職研修会や授業改善説明会の折に分析結果を反映させた指導を行い、各学校での具体的な授業改善に生かす。さらに具現化するために、分析結果を反映させた研修や学校訪問による指導等を行い、各学校の授業改善に向けた取組につなげる。